

2017年5月24日

各位

会社名 住友金属鉱山株式会社
代表者名 代表取締役社長 中里 佳明
(コード番号 5713 東証第1部)
問合せ先 広報 IR 担当部長 元木 秀樹
(TEL 03-3436-7705)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月24日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月27日開催の第92期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に集約するための取組みを進めており、売買単位の100株への移行期限を平成30年10月1日とすることを決定いたしました。

これを受け、当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業として、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

下記2. に記載の株式併合に関する議案が、本定時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日を効力発生日として、変更されることとなります。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位（単元株式数あたりの購入金額）を適切な水準に調整することを目的に、平成29年10月1日を効力発生日とし、当社株式について2株を1株とする株式併合を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の比率 平成29年10月1日を効力発生日として、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合後の発行可能株式総数 5億株（併合前：10億株）

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日）	581,628,031株
今回の併合により減少する株式数	290,814,016株
併合後の発行済株式総数	290,814,015株

（注）「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」に本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	36,916名（100.00%）	581,628,031株（100.00%）
2株未満	229名（0.62%）	229株（0.00%）
2株以上	36,687名（99.38%）	581,627,802株（100.00%）

本株式併合を行なった場合、保有株式数2株未満の株主様229名（その所有株式の合計は229株。平成29年3月31日現在）が、株主たる地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、所有株式に1株に満たない端数が生じる株主様に対しては、会社法第235条の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その売却代金を端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 第2回新株予約権の下限行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の第2回新株予約権の下限行使価額を、平成29年10月1日以降、1,436円より2,872円に調整いたします。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日を効力発生日として、実施されることとなります。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において、上記2.に記載の本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日を効力発生日として、以下のとおり変更されます。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 億株とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5</u> 億株とする。
(第6条 省略)	(第6条 現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 日程

平成 29 年 5 月 24 日	取締役会
平成 29 年 6 月 27 日	第 92 期定時株主総会
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更 の効力発生日

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

添付資料：「(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A」

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 2 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 所有株式数および議決権数は、どのようになりますか？

A 2. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日（予定））の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生日前			効力発生日後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	1,000 株	1 個	➔	500 株	5 個	なし
例 2	1,500 株	1 個		750 株	7 個	なし
例 3	555 株	なし		277 株	2 個	0.5 株
例 4	1 株	なし		なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合（上記例 3 のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。当社から交付する金額につきましては、効力発生日以降にご案内をお送りいたします。

また、効力発生日前のご所有株式数が 1 株の場合（上記例 4 の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主たる地位を失うこととなります。

Q 3. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 3. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。株主様のご所有の株式数は、株式併合前の 2 分の 1 となりますが、逆に 1 株あたりの純資産額は 2 倍となります。また、株価につきましても、

理論上は併合前の2倍となります。

Q 4. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1になりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただき予定ですので、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動するということはありません。

Q 5. 併合後の1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか？

A 5. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きは、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 今後の具体的なスケジュールはどのようなものですか？

A 6. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 27 日	第 92 期定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日*	1,000 株単位での最終売買日
平成 29 年 9 月 27 日*	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日*	単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日
平成 29 年 11 月*	株主様への株式併合割当通知発送
平成 29 年 12 月*	端数処分代金の支払開始

* 平成 29 年 6 月 27 日開催の第 92 期定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決された場合の予定です。

Q 7. 株主として何か手続きをしなければならないのですか？

A 7. 特段のお手続きの必要はありません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

(株主名簿管理人)

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031 (通話料無料)

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで (土日、祝日を除く)

以 上